

○償還払い請求の流れ

1、保護者の皆さまはこれまで通り、毎月の保育料を施設へお支払いし、施設から「領収証」と「支援提供証明書」を受領します。（ファミリーサポートセンター利用分については「活動報告書」を受領します。）

2、保護者は、利用した月の翌月以降に「施設等利用給付請求書（償還払い用）」、「領収書」、「支援提供証明書」の3点を恩納村役場へ提出します。請求は複数月分をまとめて請求して頂くことも可能です。（請求月分の「領収書」、「支援提供証明書」も必要になります。）

3、恩納村は、保護者から提出された請求書を審査し、不備等がなければご指定頂いた振込先口座へ給付費をお支払いいたします。

※初回請求時に給付費の振込先にご指定された口座の通帳の写し（名義人、口座番号等の確認ができるページの写し）も一緒に提出してください。また、請求者（施設等利用給付認定保護者）と振込先口座の名義人が異なる場合は委任状の提出も併せてお願いします。

